

# 加古川市介護保険料減免処理取扱要領

## 1 趣旨

この要領は、加古川市介護保険規則（平成 12 年加古川市規則第 4 号。以下「規則」という。）第 4 条の 2 及び第 5 条に規定する保険料の減免の基準について、必要な事項を定めるものとする。

## 2 減免の判断基準にかかる定義

加古川市介護保険条例（平成 12 年加古川市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 12 条第 1 項各号及び規則第 5 条に規定する減免の判断基準にかかる定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 「その他これらに類する災害」とは、落雷等の天災をいう。なお、「火災」とは、故意又は重大な過失による場合を除く。
- (2) 「住宅」とは、居住している（又は、災害の日まで居住していた）家屋をいう。車庫、倉庫、納屋等は含まない。
- (3) 「家財」とは、損害を被った住宅内にある家財を対象とし、住宅に含まれない車庫内、倉庫内、納屋内にある、自動車、農機具、家財等は含まない。所有する住宅のほか、借家内にある家財に損害を被った場合についても対象とする。
- (4) 「その他の財産」とは、衣類、什器などの生活必需品とする。
- (5) 「損害」とは、り災証明等で確認できる被害状況をいい、保険等で被害に対し補填された金額は考慮しない。
- (6) 「長期間入院」とは、疾病又は負傷により継続して 3 箇月以上の入院であること。
- (7) 「事業又は業務の休廃止」とは、所得税法に定める不動産所得、事業所得、給与所得、山林所得又は雑所得の起因となる事業又は業務について、休廃止の状態であることをいう。
- (8) 「失業等」とは、定年、倒産、自己都合等による離職、退職後の雇用形態の変更、休職その他これに類するものをいう
- (9) 「理由発生の日」とは、条例第 12 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに該当する場合は、当該事由が発生した日とし、同項第 5 号に該当する場合（規則第 4 条の 2 第 3 号に該当する場合を除く。）は、賦課期日（賦課期日後に第 1 号被保険者の資格を取得した場合は、当該被保険者の資格を取得した日）とする。ただし、世帯員の死亡や失業等に伴い、同項第 5 号に該当するに至った場合は、当該事由が発生した日とする。
- (10) 「世帯員」とは、賦課期日における住民票上での同一世帯に属する者をいう。
- (11) 「年間収入額」とは、保険料の賦課の基礎となった年分のあらゆる種類の収入をいう。

ただし、世帯員に死亡や失業などの事情がある場合は、その事情が発生した日以降1年間の収入とすることができる。また、事業収入や不動産収入については、所得を収入とする。

(12)「資産などを活用してもなお生活が困窮している状態」とは、本人を含む世帯員が同居以外の土地・家屋（自家消費用の田畑を除く）を所有しておらず、かつ、世帯員の預貯金等の額が単身世帯で350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額）以下である状態をいう。

(13)「市町村民税が課されている者と生計を共にする場合又は当該市町村民税が課されている者の扶養を受けている場合」とは、市町村民税課税者が同居している場合や、世帯員のいずれかが親族の市町村民税における扶養親族となっている場合をいう。

### 3 証明書類

条例第12条第2項に規定する減免を受けようとする理由を証明する書類は、次の表の左欄に掲げる減免理由の区分ごとに、右欄に掲げる書類とする。

減免理由	証明書類
震災、風水害、火災その他これらに類する災害	消防署又は警察署等の発行する被害程度の確認できる証明書
生計を主として維持する者の死亡又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院	源泉徴収票等収入の減少を証明する書類、医師の診断書等（ただし、死亡については住民基本台帳による）
事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等、収用権が認められる公共事業の施行に伴い資産を売却し、その対価補償金等の全部を使って代替資産に買い換え	給与収入の場合は雇用保険受給資格者証（支給終了となっていないもの）、事業の休廃止の場合は廃業届、売上激減の場合は確定申告書の受付控え等の事由発生後の所得金額が確認できる書類、収用による代替資産への買い換えの場合は当該譲渡所得を申告した確定申告書の受付控え、売買契約書（写）・領収書（写）等代替資産の取得金額を確認できる書類
農作物の不作、不漁その他これに類する理由	収入の減少を証明する書類、共済が発行する給付明細書等
生活困窮者	年金額振込通知書など収入額のわかるもの（仕送りなどは預金通帳でも可能）
法第63条適用者	拘禁の事実及び拘禁期間を証明する書類

### 4 減免の手続き

減免処理にかかる手続きについては、次の各号に定めるものとする。

(1) 条例第12条第2項に規定する申請は、介護保険料減免申請書（様式1）を市介護保険課に提出することを原則とする。

(2) 減免の認定は、介護保険料減免申請書（様式1）に記載された申請内容及び事由を証明する添付書類等を審査し、課長決裁で行うこととする。

## 5 決定等にかかる通知

減免の審査結果等にかかる本人宛の通知については、次の各号に定める基準に従い行うものとする。

- (1) 条例第 12 条第 2 項に基づく申請があった場合は、その内容に不備がある場合を除き、速やかに、介護保険料減免決定通知書（様式 2）を送付する。減免事由に該当しない場合は、介護保険料減免却下通知書（様式 3）を送付する。
- (2) 減免決定後に、資格異動等により保険料額に変更があった場合は、再審査後、速やかに介護保険料額変更通知書（様式 4）を送付する。
- (3) 減免決定後に、減免事由が消滅した場合は、再審査後、速やかに介護保険料減免取消通知書（様式 5）を送付する。
- (4) 減免却下後に、本人からの申告により、申請内容に変更があり、再審査の結果、減免該当となる場合は、介護保険料減免却下取消通知書（様式 6）及び介護保険料減免決定通知書（様式 2）を送付する。
- (5) (1)から(4)の場合において、減免後に普通徴収にて納付する保険料がある場合は、通知書とあわせて納付書を送付する。

## 6 減免審査にかかる補足

その他減免審査にかかる基準については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 減免対象保険料額は、規則第 4 条の 2 に定められた額とし、減免申請日の属する年度以前の保険料について減額となる場合は、介護保険法第 200 条の 2 に規定する賦課権の及ぶ範囲まで遡及して行う。
- (2) 転入により第 1 号被保険者の資格を取得した場合は、加古川市において、保険料の賦課の基礎に用いる合計所得金額等の把握後に、当該年度の保険料額を賦課した日以後最初に到来する納期の末日までに申請があった場合に限り、規則第 4 条の 2 第 2 号の規定を準用する。

附 則

この要領は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 7 月 31 日に施行し、改正後の 4(1)は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 16 年 11 月 1 日に施行し、改正後の 2 (2) から (10)、4 及び 5 (3) は、平成 16 年 10 月 20 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 2 年 6 月 19 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により提出されている申請書は、この要領による改正後の様式により提出された申請書とみなす。

3 この要領の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、必要に応じて補正して使用することができる。

附 則

この要領は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。